

平成26年第2回 筑紫野市議会定例会（6月）

提出議案について

平成26年第2回 筑紫野市議会定例会（会期：6月6日から6月24日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員であります成富清治氏が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、成富清治氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。	
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員であります鷺山智英氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、鷺山智英氏を推進いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。	
同意第5号	筑紫野市教育委員会委員の任命について
本件は、現委員であります古賀勇氏が、平成26年5月31日をもって辞職されたため、その後任として田代邦夫氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。	
報告第3号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月20日に成立したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。 主な内容は、地方法人課税の偏在是正のための措置、軽自動車の車体課税の見直し、固定資産税の減額措置の導入です。	
報告第4号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月20日に成立したことに伴い、地方自治法第	

<p>179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。内容は、条項の変更です。</p>	
<p>報告第5号</p>	<p>専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）</p>
<p>本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月20日に成立したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円に、介護納付金課税額の限度額を14万円に、それぞれ2万円引き上げるものです。また、軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を45万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
<p>報告第6号</p>	<p>専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）</p>
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。内容は、平成26年2月19日、筑紫野市塔原東四丁目付近において、発生した道路事故により相手方車両を損傷させたものです。この事故に伴います損害賠償額について10万1千706円で示談協議が整いましたので、平成26年3月28日付で、専決処分を行ったところ です。</p>	
<p>議案第7号</p>	<p>専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）</p>
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。内容は、平成26年1月27日筑紫野市二日市北八丁目付近において発生した道路事故により、相手方が負傷されたものです。この事故に伴います損害賠償額について3万1千800円で示談協議が整いましたので、平成26年4月23日付で、専決処分を行ったところ です。</p>	
<p>報告第8号</p>	<p>専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）</p>
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。内容は、</p>	

平成26年4月2日、筑紫野市美しが丘北三丁目付近において発生した道路事故により相手方車両を損傷させたものです。この事故に伴います損害賠償額について15万2千115円で示談協議が整いましたので、平成26年5月2日付で、専決処分を行ったところでございます。

報告第9号 平成25年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

本件は、地方自治法第213条の規定により、平成25年度中に事業が終了しない「管財担当一般事務事業」から「中学校防災機能強化事業」までの全部で17の事業につきまして、議会の承認を受けて、繰越明許費により平成26年度へ予算を繰り越しております。この場合に、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告しなければならないことになっておりますので、報告するものです。

報告第10号 平成25年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本件は、平成25年度筑紫野市下水道事業会計予算に定めていた建設改良費のうち、城山1工区下水道築造工事については、国の経済対策補正予算に伴う追加工事であることから、資本的支出の建設改良費の公共下水道整備費の工事請負費を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成26年度に繰り越しておりますので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告するものです。

議案第38号 筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の退職報償金の支給額を増額するものです。

議案第39号 平成26年度筑紫野市一般会計補正予算（第1号）について

補正予算の主な内容は、歳出予算といたしまして、コミュニティ助成事業助成金250万円、地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金3千600万円、二日市温泉活性化事業として温泉地施設等整備補助金1千205万3千円、緊急雇用創出事業 臨時特別事業費1億2千230万円を追加、また、臨時福祉給付金事業として1億707万5千円を増額するものです。

これに見合いの歳入予算といたしましては、臨時福祉給付金補助金1億707万5千円、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業補助金1億2千230万円、コミュニティ助成事業助成金250万円を増額、温泉地施設の整備等に関する基金より1千205万3千円の繰入れを行うものです。また、財源振替えとして、地域介護・福祉空間等整備に係る国庫支出金の7千140万円の増額と併せ、県支出

金を3千540万円減額するものです。

このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7千992万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を317億5千92万8千円とするものです。